

令和4年第10回 唐津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年10月7日(金) 午後2時30分～午後4時
2. 開催場所 唐津市文化体育館 2階会議室
3. 出席委員

1番 山崎正廣	2番 脇山久利	3番 袈裟丸一彦
4番 脇山祐治	5番 宮原敏久	6番 山添 明
7番 川添哲也	8番 三塩政廣	9番 内山敏彦
11番 井上順一	12番 伊藤富幸	13番 石川利恵
14番 峯 政敬	15番 松本耕一	16番 峯 直子
17番 吉田 哲	19番 阿部 太	
4. 欠席委員

18番 宮崎隆広

5. 議事日程
 - ・議事録署名委員の指名
 - ・議案第56号
農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・議案第57号
農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について
 - ・議案第58号
農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・議案第59号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について
 - ・議案第60号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(集積計画一括方式)の決定について
 - ・議案第61号
空き家等に付随した特例農地の指定申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	平田 俊夫
農地係長	中田 賢治
農地係主査	橋本 賢明
農地係副主査	槻木 昇平
振興係長	田中 恭子
振興係主査	山崎 友美
振興係職員	吉本 彰也
浜玉分室職員	前田 美穂
相知分室係長	富田 浩之
北波多分室職員	吉田 幸司
鎮西分室職員	佐々木 貴浩
七山分室職員	溝上 俊明

7. 審議の内容

事務局長 それでは定刻になりましたので始めたいと思います。皆様ご起立をお願いします。一同、礼。ご着席ください。本日の総会に議席番号18番宮崎隆広委員から会長宛てに欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。本日の出席委員は17名でございます。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。それでは会長から挨拶をお願いいたします。

山崎正廣会長
(議長)

(会長の挨拶)

それではただいまより令和4年第10回唐津市農業委員会総会を開会いたします。なお本日の議事録署名人に、議席番号4番脇山祐治委員、議席番号7番川添哲也委員を指名いたします。事務局長に諸般の報告をさせます。

事務局長

それでは、本日の付議事項を朗読いたします。議案第56号農地法第5条の規定による許可申請について6件、議案第57号農地法第4条および第5条の規定による許可申請について1件、議案第58号農地法第3条の規定による許可申請について6件、議案第59号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について11件、議案第60号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(集積計画一括方式)の決定について6件、議案第61号空き家等に付随した特例農地の指定申請について2件、計32件でございます。以上、ご審議ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。なお、個人情報保護の観点から、申請者

の住所、氏名、申請農地の所在等の朗読は省略いたしますので、詳細につきましては議案集をご覧いただきたいと思えます。また、農地転用の案件で、立地基準と許可基準は農地転用許可基準表の番号のみを申し上げますので、内容については一覧表でご確認いただきたいと思えます。

議長 ただいま報告のとおり、今回の付議事項は議案第56号から第61号までの6議案32件でございます。なお、傍聴の方は自分の関係分が済めば随時お帰りになられて結構でございます。前もってお知らせをしておきます。それでは、これより審議を行います。議案集1ページ、議案第56号農地法第5条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の1ページ、整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田2筆、面積は合計で459平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、一般住宅です。使用貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の1ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、3ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資事前審査結果通知書が添付されています。転用について、許可後、速やか

に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、道路占用申請、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。

隣接農地等への影響ですが、最大1メートルの盛土、25センチメートルの切土を行い、整地し、周囲にはコンクリートブロックを新設、西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内新設のU字側溝を介して西側の道路側溝へ流し、汚水も新設の排水設備を介して西側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

吉田哲委員 17番吉田です。ここは（転用事情の詳細）…ということでございます。30日に現地調査をいたしまして、皆さん何も問題はないということでした。ご審議をよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入り

ます。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集1ページ、整理番号2番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号2番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田3筆、面積は合計で6,612平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、建売分譲住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の4ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、5ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、6ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、令和4年12月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、開発行為許可申請、団地等造成、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大2.36メートルの盛土を行い、整地し、西、南側にはL型擁壁、北側にはL型擁壁およびコンクリートブロックを新設、

南西側水路に張りコンクリートを施し、北および東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に新設する道路側溝を介して北西側の道路側溝へ流し、汚水も新設の排水設備を介して東側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者からは異議なし、生産組合長および区長から条件付き同意の意見書が添付されています。なお、条件につきましても、転用履行に際し、被害防止の確約書が提出されています。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は7番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

吉田哲委員 17番吉田です。これも30日に現地調査をいたしまして、これは休耕地だったんですが、周りの人も何も問題はないということで、私達の調査会でも問題はないだろうということでございました。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集1ページ、整理番号3番を議題とします。この案件につきましては、議席番号15番松本耕一委員が関与するため、議事参与制限に該当します。よって松本委員の退席を求めます。

【松本委員退席】

それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号3番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は2,117平方メートルです。現況は、荒廃地になっております。目的は、太陽光発電設備です。賃貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の7ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、8ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、9ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、周囲にはフェン

スを設置、南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号3番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

吉田哲委員 17番吉田です。ここはもう、周りに太陽光発電設備がずっとできている所ございまして、太陽光と太陽光の間に挟まれたような土地でございます。そういうことで、皆さんもうしょうがないだろうということでございました。皆さんのご審議をよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。ここで松本委員の入室を許可します。

【松本委員入室】

松本委員にお知らせします。議案集1ページ、整理番号3番につきましては、原案どおり可決しましたのでお知らせします。次に議案集2ページ、整理番号4番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の2ページ、整理番号4番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑4筆、面積は合計で845平方メートルです。現況は、雑種地になっております。目的は、車両置場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の10ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、11ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、12ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、所有者が平成17年頃、〇〇〇〇〇〇〇工事時に〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇用地等に貸して以来、農地に復元されておらず、そのことについての始末書が提出されています。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、南側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は既存排水設備から南側の道路集水桝へ接続放流させる計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項3番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号4番について説明を終わります。

議長 地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いします。

川添哲也委員 はい。7番川添です。申請地は、〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇のすぐそばでございます。10月の3日に南部調査会で現地調査を行いました。先ほど事務局から説明がありましたように、もともと〇〇〇〇〇〇〇〇と〇〇の工事のために〇〇〇〇〇として使用された所です。現在は雑種地化しておりますして周辺に農地もございません。農地は845平米ということでありますけれども、全体としては概ね2,000平米の転用の計画のようでございます。各委員からも特に問題ないというふうなご意見がございましたので、ご報告いたします。以上です。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決し

ました。次に議案集 2 ページ、整理番号 5 番を議題とします。
それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 5 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は 1, 3 3 8 平方メートルです。現況は、荒廃地になっております。目的は、太陽光発電設備です。賃貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 1 3 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、1 4 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、1 5 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、南側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第 2 種農地の該当事項 6 番に該当します。許可の基準は 1 番となっており、土地の選定理由書が添付さ

れています。

整理番号5番について説明を終わります。

議長 地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。

山添明委員 はい。6番の山添です。ただいま事務局からの説明どおり間違いございません。10月3日に西部の各委員さん方と現地を確認しましたが、何も問題なかろうということでした。ここは畑になっておりますけれども、ちょっと前から耕作はしていないということで、草や木が増えておりましたけれども、何ら問題はなかろうということですので、皆さん方のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集2ページ、整理番号6番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 整理番号6番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑2筆、面積は1,663平方メートルのうち572平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、

風力発電設備です。賃貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の16ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、17ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、18ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資意向通知書が添付されています。転用については、令和5年3月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大1メートルの盛土を施し、整地し、風車および変電設備周囲にはフェンスを設置し、南側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は北側の山林へ流し、浸透させ、また、南側の道路側溝にも放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号6番について説明を終わります。

議長 地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。

袈裟丸一彦委員

3番袈裟丸です。(転用農地周辺の詳細)…。それから少し離れた所にあります。このへんは全部が畑ばかりでしたが、今はほとんど耕作されておられません。点々とハウスをされる方が行なっております。現場を見まして、数年前でしょうか、ほんの近いうちに整地されたような形跡が見られました。それで畑としては利用できるような状況でありましたが、5日に調査会で現地を確認いたしまして、特別に大きな問題点はないだろうということで、皆さん方の審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集3ページ、議案第57号農地法第4条および第5条の規定による許可申請について、整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の3ページ、整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑8筆、面積は合計で2,385.38平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、共同住宅です。一部使用貸借権設定に

よるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の19ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、20ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、21ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、開発行為協議、団地等造成、法定外公共物（道路）改築許可申請、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大60センチメートルの盛土、15センチメートルの切土を行い整地し、西および南側にはコンクリートブロックおよびフェンスを新設、東および北側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に新設する排水設備を介して東および北側の道路側溝へ流し、汚水も新設する排水設備を介して東側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号1番について説明を終わります。

議長

地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いしま

す。

脇山久利委員

はい。2番の脇山です。今事務局から詳しく説明していただきまして、ちょうど〇の〇〇〇、〇〇〇〇の通りの中なんですけど、周りももう昔からの住宅です。(転用事情の詳細)…ということです。東部調査会でも3日に調査していただきまして、何ら問題はないということです。皆様の審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集4ページ、議案第58号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。整理番号1番から議案集5ページ、整理番号6番までの6件につきましては、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の4ページから5ページをご覧ください。今回の案件は、所有権の移転に関する案件のみで、合計6件です。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等につ

いては、議案書記載のとおりです。お手元の調査書1ページから3ページをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。(三塩委員「はい。」) はい。三塩委員。

三塩政廣委員 8番三塩です。一つ聞きたいと思えますけれども、4ページの整理番号4番です。新しく新規就農者ということで、〇反ばかりの農地を取得されるようになっているわけですが、この方の営農計画等は出されていると思うんですが、そういう中で、どんな作物を栽培計画されているのか。また、この方の年齢を教えてください。それとこの方は実際、地元に住まれるわけですね。たぶん一緒に。それとあとは、この方がどういう農業を実際されてきたのか、そういう実績があれば教えていただきたいと思えます。以上です。

議長 事務局のほうからお願いします。

農地係・橋本 ご説明させていただきます。(質問の回答)…。営農計画書や申請から、事務局では問題ないと総合的に判断をしております。以上です。

議長 今の答弁でよろしいでしょうか。

三塩政廣委員 わかりました。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。ここでしばらく休憩をとりたいと思います。3時25分から再開をいたします。10分間の休憩です。

~~~~~○~~~~~

15時15分 休憩

15時25分 再開

~~~~~○~~~~~

議長

時間が来たようでございますので、引き続き会議を再開いたします。議案集6ページ、議案第59号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について(所有権)整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

それでは説明します。農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められましたので、市長に対し要請をするものです。譲渡人、譲受人の住所、氏名、申請農地および移転する所有権の内容等については、議案書記載のとおりです。計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18

条第3項の各要件を満たしていると考えます。具体的には、地域の担い手である、農地を全部効率的に利用できる、農業に常時従事するというものです。以上で説明を終わります。

議長 本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集7ページ、議案第59号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について

(利用権)を議題とします。整理番号1番から議案集8ページ、整理番号10番までの10件については、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長 それでは説明します。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書記載のとおりです。権利の種類は、賃借権の設定が9件、使用貸借権の設定が1件です。面積は合計で33,112平方メートルです。計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説

明を終わります。

議長 それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集9ページ、議案第60号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について（利用権）を議題とします。整理番号1番から議案集10ページ、整理番号6番までの6件について、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長 それでは説明します。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より依頼のあった農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について、回答をするものです。この農地中間管理機構が同時に権利の設定等を行う集積計画一括方式は、農用地の出し手と受け手の調整が整っている案件については農用地配分計画によらず、受け手に権利の

設定がなされ、市の集積計画のみで手続きが完了する仕組みとなっております。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書記載のとおりです。権利の種類は、すべて賃借権の設定です。面積は合計で12,657平方メートルです。計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 それでは、もう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集11ページ、議案第61号空き家等に付随した特例農地の指定申請についてを議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の11ページをご覧ください。ここ最近毎月出てきているんですけども、農地法第3条では5反要件というのがあります。しかし、唐津市農業委員会では、空き家に付随した農地については下限面積を1平方メートルまで下

げるようにしておりますので、農家の方でなくても空き家に付いた農地を買うことができます。対象となる農地の基準としましては、空き家に付随した農地であること、その農地が遊休農地もしくは将来的に遊休農地になる可能性があるかという条件を付しております。

整理番号1番の申請人の住所、氏名、申請農地等については、議案書記載のとおりです。申請地の位置については、資料図をご覧ください。いずれの申請地も空き家に隣接した農地であり、かつ遊休地であり、買い手がつかなければ今後も農作物の栽培が行われる見込みがない農地になっております。空き家バンクにつきましては登録されておりませんが、隣接土地所有者および地元区長による空き家についての証明書（平成18年から空き家であること）が添付されています。10月3日月曜日に担当地区委員および事務局員で現地を確認しております。このことから、判定基準のすべてを満たしていると考えます。

続きまして、整理番号2番の申請人の住所、氏名、申請農地等については、議案書記載のとおりです。申請地の位置については、資料図をご覧ください。いずれの申請地も空き家に隣接した農地であり、かつ休耕地であり、買い手がつかなければ今後も農作物の栽培が行われる見込みがない農地になります。また空き家バンクに登録されておりまして、ここも10月3日月曜日に担当地区委員および事務局員で現地を確認しております。このことから、判定基準のすべてを満たし

議長

ていると考えます。以上で説明を終わります。

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。以上をもちまして議案第56号6件、議案第57号1件、議案第58号6件、議案第59号11件、議案第60号6件、議案第61号2件、計6議案32件は、いずれも原案どおり可決しました。長時間の慎重審議ありがとうございました。